

## 「大阪府温暖化の防止等に関する条例の一部改正（案）」について（概要）

### I. 改正の趣旨

大阪府では、府域におけるエネルギー政策の推進のため、「大阪府温暖化の防止等に関する条例」（以下「条例」という。）により、エネルギー需給等の情報がエネルギー供給事業者に偏在する状況を解消し、府民や事業者と情報共有して地域の様々な課題を協議するという方針のもと、府民に小売供給を行うエネルギー供給事業者に対して、エネルギーの使用の抑制、再生可能エネルギー源の利用及び電気の需要の平準化に係る情報の提供に努めることを求めています。

このたび、ガス事業法が改正され、ガス事業者の分類が変更されたことに伴い、法の規定との整合を図るため、所要の改正を行う予定をしております。

### II. 改正の概要

情報の提供に努めることを求めるエネルギー供給事業者のうち、ガス事業者としては、改正前のガス事業法第2条第2項に規定する「一般ガス事業者」を対象としていたところですが、改正後のガス事業法第2条第3項に規定する「ガス小売事業者」及び同条第6項に規定する「一般ガス導管事業者」を対象とします。

※原則として、ガスの供給は「ガス小売事業者」の登録を受けた者が行いますが、「一般ガス導管事業者」は、「ガス小売事業者」から供給を受けられない消費者のために、最終保障供給を行う義務を負うため、対象とします。

### III. 根拠法令

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）第5条の規定による改正後のガス事業法（昭和29年法律第51号）

### IV. 施行日

平成29年4月1日（改正後のガス事業法の施行日）